

防防計第7763号
19.8.15
防防計第13120号
22.10.20
防官文(事)第18号
27.10.1

大臣官房長
防衛政策局長
総合取得改革担当防衛参事官
統合幕僚長
陸上幕僚長 殿
海上幕僚長
航空幕僚長
防衛装備庁長官

事務次官

任務が消失し、又は任務の不適合が生じた航空機の取扱いに関する指針について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので、遺漏なきよう措置されたい。

添付書類：別紙

任務が消失し、又は任務の不適合を生じた航空機の取扱いに関する指針

第1 趣旨

航空機の用途廃止は、基本的には防衛上の要求、経済性、技術的安全性等の諸要素を総合的に勘案して決定されるべきものであるが、主として技術的安全性及び経済性の観点から、耐用命数が設定され、これに基づき、一定の耐用命数の到達を待って代替航空機の確保等の措置を行うことを基本としてきた。

一方、安全保障環境の変化や最近の科学技術の著しい進展の速度に鑑みれば、任務の見直しや技術の進展に伴う性能の陳腐化、部品の枯渇等が当該航空機の耐用命数よりも早期に到達する場合も考えられ、かかる要素を踏まえて航空機の取扱いについて総合的に判断する必要があるが生じている。

こうしたことから、耐用命数に基づき航空機の用途を廃止することを基本としつつ、かかる事情を生じた航空機について、その取扱い要領を定めるものである。

第2 任務が消失し、又は任務の不適合を生じたことの認定

1 陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「各幕僚長」という。）は、それぞれ陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊において部隊の使用に供され耐用命数に達していない航空機が次に掲げるもののいずれか一以上に該当する場合には、任務が消失し、又は任務の不適合を生じたことの認定（以下「認定」という。）について防衛大臣（以下「大臣」という。）に上申することができる。

- (1) 防衛計画の大綱等に定められる航空機の体制の変更その他の防衛上の要求により主たる任務を消失した航空機（体制の変更その他の防衛上の要求により、主たる任務に使用すべき機数が減少した航空機であって、効率的な維持整備の観点から転用し又は用途廃止することが適当なものを含む。）
- (2) 防衛計画の大綱等に定められる航空機の体制の変更その他の防衛上の要求により主たる任務が変更され、改修したとしても、これに対応することが著しく困難な航空機
- (3) 予期し得ない事情による性能の陳腐化、部品の枯渇その他のやむを得ない理由により、改修したとしても主たる任務に対応することが著しく困難な航空機

2 各幕僚長は、前項に基づく上申を行うに際し、同項各号に掲げる事項に該当することを証明する文書のほか、認定の資として次に掲げる事項を示す文書を添えるものとする。

- (1) 認定の対象となる航空機を編成定数（陸上自衛隊の編制に関する訓令（昭和44年陸上自衛隊訓令第11号）、海上自衛隊の編成等に関する訓令（昭和42年海上自衛隊訓令第1号）、又は航空自衛隊の編制等に関する訓令（昭和

4 4年航空自衛隊内訓第3号)において定められる航空機の定数をいう。以下同じ。) から除外すべき時期

(2) 当該認定を行う場合における防衛所要への影響

(3) 当該認定を行う場合において代替航空機の確保等の措置が必要となる場合にはその措置の内容

(4) 認定の対象となる航空機の転用についての方策

3 各幕僚長は、第1項の規定に基づく上申を行うに当たっては、認定の対象となる航空機が耐用命数に到達していないことを踏まえ、次に掲げる当該航空機の転用の方策について、統合幕僚長及び他の各幕僚長と協力して十分な検討を行うものとする。

(1) 必要に応じ当該航空機の所属替を行い、現在その所要を満たす航空機がない他の任務において使用することの可能性

(2) 当該航空機の用途廃止を行い、訓練、安全性確認のための検査その他の用途において使用することの可能性又はその部品を他の航空機へ転用することの可能性

4 各幕僚長は、第2項第3号に掲げる措置の内容が予算措置を必要とする場合には、原則として当該措置を予算に計上すべき年度の概算要求前の所要の時期までに第1項の規定に基づく上申を行うものとする。

第3 航空機管理・使用等検討委員会について

1 大臣が第2第1項の規定に基づく上申を受けて認定を行うに当たり、必要に応じ行う諮問に応ずるため、防衛省に航空機管理・使用等検討委員会を置く。

2 航空機管理・使用等検討委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって構成する。ただし、エからカまでに掲げる者については、第2第1項の規定に基づき上申を行った者及び委員長が特に出席を求めた者を除き出席を要しないものとする。

ア 大臣官房長

イ 防衛政策局長

ウ 整備計画局長

ウ 統合幕僚長

エ 陸上幕僚長

オ 海上幕僚長

カ 航空幕僚長

キ 防衛装備庁長官

ク その他委員長が指名する者

3 委員長は、事務次官をもって充てる。

- 4 委員長は、航空機管理・使用等検討委員会を主宰する。
- 5 航空機管理・使用等検討委員会の庶務は、整備計画局防衛計画課及び防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（航空機担当）が処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、航空機管理・使用等検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

第4 認定を受けた航空機の取扱い

- 1 認定を受けた航空機（以下「認定航空機」という。）は、その主たる任務を付与されている部隊の編成定数から第2第2項第1号に掲げる時期に除外されるものとする。ただし、認定後に生じたやむをえない事情がある場合には、この限りではない。
- 2 編成定数から除外された認定航空機は、第2第2項第4号に掲げる方策を踏まえ、防衛省所管国有財産（航空機）の取扱いに関する訓令（昭和40年防衛庁訓令第24号）の定めるところにより、適切に取り扱うものとする。

第5 留意事項

本通達の適正な実施を確保するため、関係部局は以下に掲げる方針に従って事務を遂行するものとする。

- (1) 航空機の選定に当たっては、部品の枯渇等により当該航空機の維持・整備が困難となる事態を避けるために、当該航空機の将来的な維持・整備態勢の確保が可能となるよう配慮すること
- (2) 航空機の調達に当たっては、初号機の調達から最終号機の調達までに長期間を要することにより、最終号機の調達時点で初号機の性能が陳腐化しているといった事態を避けるために、初号機から最終号機までの調達期間を可能な限り短縮できるよう、業務計画策定時等において配慮すること
- (3) 認定航空機の十分な転用を確保するために、作戦機（「防衛力の整備内容のうち主要な事項の取扱いについて」（昭和51年11月5日国防会議及び閣議決定）にいう作戦用航空機をいう。）以外の航空機を新規に調達する際には、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊において将来的に発生する認定航空機を見積り、その転用の可能性に配慮すること

第6 委任規定

この指針の実施に関し必要な事項は、整備計画局長、各幕僚長又は防衛装備庁長官がそれぞれその所掌に属する事務について定めることができる。